

報道関係者 各位

令和8年8月10日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐々木善則

賃金指導官 田原啓則

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田地方最低賃金審議会（令和8年度第3回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 臼木智昭）は、第3回秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、秋田県最低賃金の改正決定の答申を予定しています。

なお、秋田地方最低賃金審議会に先立ち開催される秋田県最低賃金専門部会の審議状況によっては、同日答申されない場合があります。

また、秋田県最低賃金専門部会の審議次第で、秋田地方最低賃金審議会の開催時刻が変更されることがあります。

記

1 日時 令和8年8月18日（火）午後3時30分頃から（専門部会終了後）

2 場所 秋田合同庁舎 第1会議室（5階）秋田市山王7丁目1番3号

3 議題

- （1）秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について（予定）
- （2）秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- （3）その他

4 傍聴等申込要領及び注意事項

- （1）傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号及び所属を明記の上、下記の宛先まで電子メールにてお申し込みください。

※締切：令和8年8月18日（火）10時必着

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

E-mail：chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp（@以下はエム、エイチ、エル、ダブルユー）

- （2）会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）。

- （3）カメラ撮りは冒頭、答申がなされた場合は答申時、及び、特定最低賃金改正の必要性の有無に係る諮問時のみとさせていただきます。